



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 961 平成15年度財団法人道府県会館の経営状況の公表 (管財課)
962 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
963 " (")
964 " (")
965 " (")
966 " (")
967 生活保護法による介護機関の指定 (福祉保健総務課)

- *968 和歌山県長寿祝金支給要綱(昭和49年和歌山県告示第562号)の一部改正 (長寿社会推進課)
969 大池下土地改良区役員の就退任 (農村計画課)
970 「わかやま・福祉のまちづくりマップ」携帯版ホームページ製作他業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (都市政策課)

○ 公告

- 入札公告 (都市政策課)

告 示

和歌山県告示第961号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、財団法人道府県会館から平成15年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成16年8月17日

和歌山県知事 木村良樹

財団法人道府県会館の平成15年度経営状況

- 1 災害共済事業(建物共済・自動車損害共済事業)
- | | |
|--------------|-----------------|
| 分担金その他収入 | 3,432,961,709円 |
| 災害共済金経費その他支出 | 2,147,988,255円 |
| 次期繰越収支差額 | 1,284,973,454円 |
| 正味財産 | 21,248,585,421円 |
- 2 機械損害共済事業
- | | |
|--------------|----------------|
| 分担金その他収入 | 1,129,717,873円 |
| 災害共済金経費その他支出 | 394,663,084円 |
| 次期繰越収支差額 | 735,054,789円 |
| 正味財産 | 6,554,134,789円 |

和歌山県告示第962号

和歌山県那賀郡岩出町大字押川地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成16年8月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 調査を行った者の名称
和歌山県 那賀郡岩出町
- 調査を行った時期
平成12年6月7日から平成15年3月28日まで
- 成果の名称
和歌山県那賀郡岩出町大字押川地区の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
和歌山県那賀郡岩出町大字押川地区
- 認証年月日
平成16年8月9日

和歌山県告示第963号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成16年8月17日

和歌山県知事 木村良樹

- 調査を行った者の名称
和歌山県 伊都郡かつらぎ町
- 調査を行った時期
平成13年5月29日から平成16年3月25日まで
- 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺の一部地区
- 認証年月日
平成16年8月9日

和歌山県告示第964号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷・佐野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成16年8月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県 伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成13年5月29日から平成16年3月30日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷・佐野の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷・佐野の各一部地区

5 認証年月日

平成16年8月9日

和歌山県告示第965号

和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成16年8月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県 日高郡日高町

2 調査を行った時期

平成14年5月8日から平成16年3月30日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区の地籍図及

び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高町大字志賀の一部地区

5 認証年月日

平成16年8月9日

和歌山県告示第966号

和歌山県伊都郡九度山町大字笠木の一部、大字上古沢の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成16年8月17日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県 伊都郡九度山町

2 調査を行った時期

平成14年5月1日から平成16年2月25日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡九度山町大字笠木の一部、大字上古沢の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡九度山町大字笠木の一部、大字上古沢の一部地区

5 認証年月日

平成16年8月9日

和歌山県告示第967号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成16年8月17日

和歌山県知事 木村良樹

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
有限会社ひだまり	新宮市仲之町3丁目1番地の3	有限会社ひだまり	新宮市仲之町3丁目1番地の3	通所介護	平成16.6.1

和歌山県告示第968号

和歌山県長寿祝金支給要綱（昭和49年和歌山県告示第562号）の一部を次のように改正する。

平成16年8月17日

和歌山県知事 木村良樹

第2条中「翌年3月31日現在において100歳以上であるもの」を「翌年3月30日現在において満100歳であるもの及び県内で最高齢であるもの」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

和歌山県告示第969号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、大池下土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成16年8月17日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 就任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	林秋男	和歌山市木枕229番地
理事	畑賢一郎	和歌山市口須佐311番地
理事	高岡幹夫	和歌山市永山558番地
理事	北谷浩之	和歌山市永山865番地
監事	宮崎英夫	和歌山市伊太祈曽434番地
監事	西川昭造	和歌山市口須佐169番地の3

2 退任した役員

職名	氏 名	住 所
理事	太田欣孝	和歌山市木枕245番地
理事	西川昭造	和歌山市口須佐169番地の3
理事	瀧本義弘	和歌山市口須佐320番地
理事	大河内一男	和歌山市永山982番地の1
監事	宮崎昌寛	和歌山市伊太祈曽429番地
監事	高岡好英	和歌山市永山122番地

和歌山県告示第 970 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき「わかやま・福祉のまちづくりマップ」携帯版ホームページ製作他業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成 16 年 8 月 17 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 調達役務

「わかやま・福祉のまちづくりマップ」携帯版ホームページ製作他業務委託

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- エ 印鑑証明書
- オ 財務諸表（個人にあっては、青色又は白色申告書の写し）
- カ 使用印鑑届
- キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行 3 か月を経過していないもの。
 - （ア）法人税及び所得税並びに消費税及び地方消費税
 - （イ）和歌山県が課する県税全税目

（ウ）個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1) のイからクまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあっては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成 16 年 8 月 17 日（火）から同年 9 月 1 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 10 時から午後 4 時までの間に、5 に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、3 に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成 16 年 9 月 7 日（火）までの間に和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) (4) における書面による質問に対する回答については、平成 16 年 9 月 14 日（火）までに当該質問を行った者に対して書面により行うものとする。

なお、重要な事項に関する場合は、3 に掲げる説明会の出席者に対しても回答を行うこととする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県県民文化会館 4 階 402 号室

(2) 日時

平成 16 年 8 月 20 日（金）午後 2 時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成 16 年 8 月 17 日（火）から同年 9 月 1 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 10 時から午後 4 時までの間に 5 で掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3230

（FAX 073-441-3232）

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成 16 年 8 月 17 日 (火) 現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 都道府県又は市町村が発注したホームページ作成事業 (企画、作成、データ更新等) の受注実績があること。
- (5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、審査の結果を競争入札参加資格結果通知書により平成 16 年 9 月 7 日 (火) までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成 16 年 9 月 14 日 (火) までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明要求に対する回答については、平成 16 年 9 月 21 日 (火) までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、5 に掲げる場所とする。

公 告

入 札 公 告

「わかやま・福祉のまちづくりマップ」携帯版ホームページ製作他業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法令」という。) 第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

平成 16 年 8 月 17 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務年度及び業務番号
平成 16 年度 都政第 2 号
- (2) 調達役務の名称及び数量
「わかやま・福祉のまちづくりマップ」携帯版ホームページ製作他業務委託一式

(3) 予定価格

5,407,500 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

(4) 調達役務の仕様等

入札説明書による。

(5) 履行期限

平成 17 年 3 月 31 日 (木)

(6) 納入場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

(2) 期間

平成 16 年 8 月 17 日 (火) から同年 9 月 28 日 (火) までの和歌山県の休日定める条例 (平成元年和歌山県条例第 39 号) 第 1 条に定める県の休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで

3 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

2 の (1) に同じ。

(2) 期間

2 の (2) に同じ。

4 一般競争入札の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の場所及び日時は次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県民文化会館 4 階 402 号室

イ 入札日時

平成 16 年 9 月 28 日 (火) 午後 2 時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成 16 年 9 月 28 日 (火) 午後 1 時までに県土整備部都市住宅局都市政策課に必着するように行わなければならない。

5 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金

額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で平成 16 年度和歌山県告示第 970 号に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

(1) 和歌山県財務規則(昭和 63 年和歌山県規則第 28 号)第 102 条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課の職員にくじを引かせるものとする。

(3) 再度の入札は、行わない。

8 契約書の作成の要否

要

9 契約の締結における議会の議決の要否

否

10 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

電話番号 073-441-3230

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。